

平成29年6月22日
住宅局安心居住推進課

家賃債務保証業者の登録制度に関する説明会の開催について

平成29年4月26日に公布された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正に伴い創設する「家賃債務保証業者の登録制度」※に関する説明会を、以下のとおり、平成29年7月31日より全国3箇所において開催します。

※民間賃貸住宅や空き家等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度、登録された住宅の改修・入居への支援措置や住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度の創設に伴い、家賃債務の保証を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして、国土交通省が定める要件に該当する者を登録する制度。

<説明会の概要>

- (1)対象者 : 家賃債務保証業者、賃貸住宅管理業者 など
- (2)日時・場所 : 別紙参照
- (3)開催時間 : 14:00から2時間程度を予定 (開始30分前に開場)
- (4)主な内容 : 家賃債務保証業者の登録制度、新たな住宅セーフティネット制度の概要等
- (5)講師 : 国土交通省担当官等
- (6)参加費 : 無料
- (7)参加方法 : 開催日3日前までに、インターネットにより申込みが必要です。

<参加申し込み先・問い合わせ先>

家賃債務保証業者の登録制度に関する説明会受付窓口

(募集は終了しました)

(別添資料)

別紙:家賃債務保証業者の登録制度に関する説明会開催日時・会場

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 安心居住推進課 TEL:03-5253-8111(代表) 03-5253-8952(直通)
FAX:03-5253-8140

課長補佐 横手昌幸(内線39-833) 係長 新保経資(内線39-864)